

## 新潟大学利益相反マネジメントガイドライン（産学官連携活動等）

平成 28 年 3 月 7 日

新潟大学利益相反マネジメント委員会決定

改定 平成 29 年 7 月 5 日

改定 平成 30 年 10 月 1 日

このガイドラインは、国立大学法人新潟大学利益相反マネジメント規程第 18 条の規定に基づき、産学官連携活動等（人を対象とする医学系研究等を除く。以下同じ。）に係る利益相反マネジメントを実施するための具体的な実施体制、調査及び審査の手順等を定めるものとする。

### 1 実施体制

- (1) 産学官連携活動等に係る利益相反マネジメントは、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）が行う。
- (2) 利益相反マネジメント委員会産学官連携活動等利益相反マネジメント専門委員会（以下「専門委員会」という。）は、前項の産学官連携活動等利益相反マネジメントのための調査及び審査を行う。
- (3) 専門委員会は、前項の調査及び審査の結果、利益相反回避が必要と認められる場合、その旨を委員会に報告する。
- (4) 委員会は、前項の報告に基づき、利益相反回避の必要性があるか否かについて判定する。
- (5) 産学官連携活動等に係る利益相反に関する役職員の相談窓口として、委員会に利益相反相談室（以下「相談室」という。）を置く。
- (6) 相談室に相談室員を置き、利益相反カウンセラーをもって充てる。

### 2 利益相反マネジメントの対象

- (1) 利益相反マネジメントの対象となる産学官連携活動等は、役職員が企業又は団体（以下「企業等」という。）との間で行う次に掲げる活動とし、専門委員会は、産学官連携活動等を行う役職員に、利益相反自己申告書（産学官連携活動等）（以下「自己申告書」という。）の提出を求めるものとする。
  - ① 共同研究（単年度の直接経費が 200 万円以上の研究に限る。）
  - ② 受託研究（単年度の直接経費が 200 万円以上の研究に限る。依頼試験及び分析を含む。）
  - ③ 自らが関わる特許権及び成果有体物等の譲渡や実施許諾等
  - ④ 寄附金の受入れ（一つの企業等からの単年度の受入額が 200 万円以上の場合に限る。）

る。寄附講座及び寄附研究部門の設置に係るものを除く。)

- ⑤ 研究助成金の受入れ（単年度の受入額が200万円以上の研究に限る。）
- ⑥ 研究員等の受入れ
- ⑦ 企業等の役員等（顧問、相談役等を含む。）への従事
- ⑧ 上記①から⑦に類似した活動（例：受託事業、コンソーシアムへの参加等）
- ⑨ その他、役職員が申告が必要と判断した事実がある。

(2) 自己申告書は、年1回提出を求めるものとする。

### 3 審査対象

(1) 専門委員会は、自己申告書の提出があったもののうち、次に掲げる場合に該当する案件を審査することとする。

- ① 同一の企業等から年間の合計で100万円以上の兼業収入がある。  
（医療機関の非常勤医師や教育機関の非常勤講師に係る収入を除く。）
- ② 個人保有の特許権及び成果有体物等について同一の企業等から年間の合計で100万円以上のロイヤリティ収入がある。
- ③ 公開株式（新株予約権を含む。）を5%以上保有している。
- ④ 未公開株式（新株予約権を含む。）を保有している。
- ⑤ 株式（新株予約権を含む。）を売却した。
- ⑥ 無償で物品や役務の提供を受ける。
- ⑦ 物品購入や業務委託の仕様策定や発注に関与した。

### 4 利益相反回避の必要性に関する判断基準

産学官連携活動等を行う役職員が、本学における本来の責務や産学官連携活動等の公益性等に対して、産学官連携活動等から得られる個人的な利益を優先していると客観的に見られる可能性があるか否かを判断基準とする。

### 5 審査関係者の制限

委員会及び専門委員会の委員は、申告案件に関係する企業・団体等と利害関係がある場合は、当該案件の審査に加わらない。